

4月11日(日)は日の出町長選挙・日の出町議会議員補欠選挙の投票日です



告示日 4月 6日(火)
投票日 4月11日(日)
投票時間 午前7時～午後8時

日の出町議会議員に欠員が生じたため、日の出町長選挙と同期日に、日の出町議会議員補欠選挙を執行します。

日の出町長選挙・日の出町議会議員補欠選挙について

選挙権

年齢要件 平成15年4月12日までに生まれた方
住所要件 令和3年1月5日までに住民基本台帳法に基づく転入届出をし、投票日まで引き続き町内に住所を有する方(1月6日以降に転入届出された方は、投票ができません。)

期日前投票

投票日に、仕事やレジャーなどで投票できない場合は、期日前投票を利用することで投票ができます。入場整理券裏面の期日前投票宣誓書兼請求書に必要事項を記入し、投票してください。
なお、期日前投票宣誓書兼請求書は、期日前投票所でも備えているため、入場整理券が届いていなくても投票することができます。

期間 4月7日(水)～10日(土) **時間** 午前8時30分～午後8時
場所 役場1階 町民談話室 **持参品** 入場整理券(届いている場合)

入場整理券

同一世帯の方全員の分を一つの封筒に入れて、告示日以降に郵送します。入場整理券が届いていない場合や紛失された場合でも、日の出町の選挙人名簿に登録がある方は、本人確認後、投票できます。

選挙公報

4月8日(木)頃から町内各戸に配布するほか、役場1階ロビーにも備えます。

入院(入所)中の方の投票

入院(入所)先が、都道府県選挙管理委員会の指定する不在者投票指定施設となっている病院、老人ホーム等は、その施設の事務の方などに申し出ると、施設内で不在者投票ができます。
不在者投票指定施設であるかを確認する場合は、その施設の事務の方などにお尋ねください。(郵送期間等要しますのでお早めにご確認ください)

郵便による不在者投票

身体が不自由で投票所に行くことが困難な場合に郵便等で投票を行う制度です。
利用には「郵便等投票証明書」の交付が必要ですので、お早めに日の出町選挙管理委員会でご手続きをお願いします。
なお、郵便等投票制度による投票用紙の請求は4月7日(水)まで。詳細はお問い合わせください。対象要件は次のとおり。

①「身体障害者手帳」をお持ちの方

両下肢、体幹、移動機能の障害(1・2級)
心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の障害(1・3級)
免疫、肝臓の障害(1～3級)

②「戦傷病者手帳」をお持ちの方

両下肢、体幹の障害(特別項症から第2項症)
心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓の障害(特別項症から第3項症)

③介護保険の被保険者証の要介護区分が「要介護5」である方

※代理記載制度

郵便等での不在者投票ができる選挙人で、上肢、視覚の障害の程度が「身体障害者手帳」で1級、または「戦傷病者手帳」で特別項症から第2項症までの方は事前の届出で、投票の代理記載が認められます。



滞在先での不在者投票

長期間出張や、帰省などで期日前投票や投票日に投票できない場合は、滞在先の選挙管理委員会が指定する場所で不在者投票することができる制度です。

手続きには、郵送日数がかかるので、お早めに請求してください。

この制度を利用するには、日の出町ホームページ掲載の「滞在先での不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入し、日の出町選挙管理委員会に郵送か使送で請求してください。メールやファクシミリでの請求はできません。

請求書を内容確認のうえ、滞在先に投票用紙や不在者投票用封筒などを返送します。お手元に投票用紙等が届いたら、速やかに、滞在先の選挙管理委員会が指定する場所に行き不在者投票をしてください。滞在先の住まいや仕事場で投票用紙に記入したり、不在者投票証明書の封筒を自分で開封すると無効になります。不在者投票場所や受付時間は滞在先の選挙管理委員会にお尋ねください。

選挙会(開票)

日時 4月11日(日)午後9時開始 **会場** 役場3階 第1・2会議室(平井2780)
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため入場者数を制限させていただきます。

投票所の新型コロナウイルス感染症対策

選挙管理委員会が行う感染症対策

- ・投票所へのアルコール消毒液の設置
- ・投票管理者、投票立会人、投票所職員のマスク着用
- ・定期的な投票所の換気
- ・定期的な記載台、鉛筆、その他不特定多数の方が触れるもののアルコール消毒
- ・備え付けの鉛筆のほか、使い捨てできるクリップペンシルの用意



有権者の皆様をお願いする感染症対策

- ・ご持参の鉛筆等でも投票用紙に記入できます(※水性ペンや消せるボールペンは使用しないでください。投票用紙の材質上、鉛筆の使用を推奨しています。)
- ・咳エチケット、来場前後の手洗い、マスク着用にご協力ください
- ・周りの方と距離を保つようお願いします
- ・靴を脱いで入場する投票所では、スリッパのご用意はしておりませんので、必要な方はスリッパ等をご持参ください。

問 選挙管理委員会(総務課 庶務係内) ☎ 042(588)4114

